

リース及びリース事業に係る規制改革について

2012年9月30日現在
社団法人リース事業協会

- 当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図るため、リース及びリース事業に係る規制の調査研究並びに提言を行っています。
- リース及びリース事業自体に対する規制はありませんが、1. リース物件、2. リースの借手、3. 資金調達に係る規制があります。

1. リース物件に係る規制	リース事業は、あらゆる機械・設備等を賃貸する事業であることから、リースの対象物件に規制に係る場合がある。
2. リースの借手に係る規制	リースの借手は、あらゆる企業、個人事業者、個人、国・地方公共団体、各種団体と非常に広範囲に及ぶことから、リースの借手に規制あるいは法制上の制約に係る場合がある。
3. 資金調達に係る規制	リース事業は多額な資金が必要となる事業であり、経済界に安定的にリースを提供するためには、資金調達方法の開発・多様化が求められていますが、資金調達方法によっては規制に係る場合があります

- 当協会の提言により規制改革（規制の撤廃・緩和）が行われた主なものを紹介します。

※自動車に係る規制については「自動車リースに係る規制改革の現状」を参照してください。

〈主な規制改革項目〉

規制の内容	規制改革の内容
第1種電気通信事業者の設備について、リースで導入することができない。	電気通信事業に係るリース取引について制度上の規制はない（1995年関係省庁公表）。
地方公共団体は法令（財政法・地方自治法）により複数年度にまたがるリース契約の締結ができない。	各地方公共団体が条例を制定することにより複数年度のリース契約を可能とする（2004年地方自治法改正）。
コマーシャル・ペーパー（CP）について、①償還期間制限（最短2週間以上、最長9か月未満）、②適格基準要件（継続開示3年以上、A-2格以上の格付）が設けられている。	①償還期間制限の撤廃、②適格基準要件のうち継続開示要件を撤廃、A-3格以上の格付とする（1995年～1996年関係省庁通達）。

以上